

社会福祉法人普門会

役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人普門会（以下「当法人」という。）定款第8条、第21条及び評議員選任・解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、当法人の旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長の月額報酬の支払日は毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第4条第2項に準じた日とする。ただし、月の初日から末日までの間の全日数にわたって勤務しない場合には、当月分は支給しない。
- (2) 役員等の会議への出席、法人及び施設業務のための出勤に対する報酬の支払は、その都度支給する。
- (3) 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第6条 理事長の月額報酬の支払については、月の途中における就任、退任、又は解任の場合、報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成29年6月24日より施行する。

(別表第1)

1. 月額報酬

理事長

	月 額
職務執行のための勤務	217,000円

2. 日額報酬

(1)評議員

	日 額
評議員会への出席	5,500円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	12,600円

(2)理 事

	日 額
理事会等会議への出席	5,500円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	12,600円

(3)監 事

	日 額
理事会等会議への出席	5,500円
監事監査業務のため出勤	23,000円

(4)評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	5,500円

平成29年6月24日に行われた平成29年度定時評議員会第3号議案「社会福祉法人普門会役員等の報酬及び費用弁償規程、及び役員の報酬等総額の承認について」において定款第21条に基づく役員の年間報酬総額は次のとおり承認された。

○ 役員の報酬の年間総額は 3,100,000円とする。

※役員 = 理事及び監事

《 参 考 》

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会にて別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。